

# 欧州におけるCBAM (炭素国境調整措置) の最新アップデートと 企業への影響

プライスウォーターハウスクーパースWMS Pte. Ltd.  
September 25, 2024



# 目次 - CBAMの最新アップデートと企業への影響

1. CBAM導入の背景と概要と本格実施までの道のり
2. 影響を受ける企業と求められる対応(輸出者・輸入者)
3. CBAM対応の課題、留意点
4. CBAM対応の意義と対応の流れ
5. 質疑応答

# スピーカー紹介

日本 関税貿易専門家



濱田 未央

Mio Hamada

Customs and Trade  
Senior Manager

Mobile: +81 (80) 7430 8101  
Email: mio.hamada@pwc.com

財務省税関や経済産業省にて貿易政策立案や通関実務、制度普及に従事したのち、外資系税理士法人を経て、2022年から現職。

プライスウォーターハウスクーパースWMS Pte. Ltd.日本支社にて、関税貿易分野でのクライアント支援を担当。

関税最適化支援、貿易コンプライアンスレビューのほか、各国貿易に関する規制や管理政策に関する動向調査も担う。貿易やクロスボーダー取引の観点からカーボンプライシングとしての欧州国境炭素調整措置 (CBAM) 導入開始に向けたセミナーやアセスメントや実施支援も提供中。

英国 税務専門家 JBN



西尾 浩一

Koichi Nishio

Japan Business Network -  
Manager

Mobile: +44 7483 338766  
Email: koichi.x.nishio@pwc.com

外資系企業の税務申告業務、税務面における決算支援業務、日系企業の税務申告業務などの税務コンプライアンスサービスに従事する。

また、M&Aにおけるストラクチャリングや税務デュー・ディリジェンス、海外投資案件の実行支援等を中心としたコンサルティング・サービスの提供や、組織再編、グループ通算制度および国際税務に関する税務アドバイスを提供。

現在はPwC英国法人 ロンドン事務所に駐在し、現地に進出している日系企業に対する英国および日本税務アドバイスを提供中。

日本国税理士

ドイツ 税務専門家 JBN



藤井 隆行

Takayuki Fujii

Japan Business Network –  
Manager

Mobile: +49 171 4955987  
Email: takayuki.b.fujii@pwc.com

外資系企業の税務申告業務、税務面における決算支援業務、日系企業の税務申告業務などの税務コンプライアンスサービスに従事する。

また、M&Aにおけるストラクチャリングや税務デュー・ディリジェンス、海外投資案件の実行支援等を中心としたコンサルティング・サービスの提供や、組織再編、連結納税および国際税務に関する税務アドバイスをを行っている。

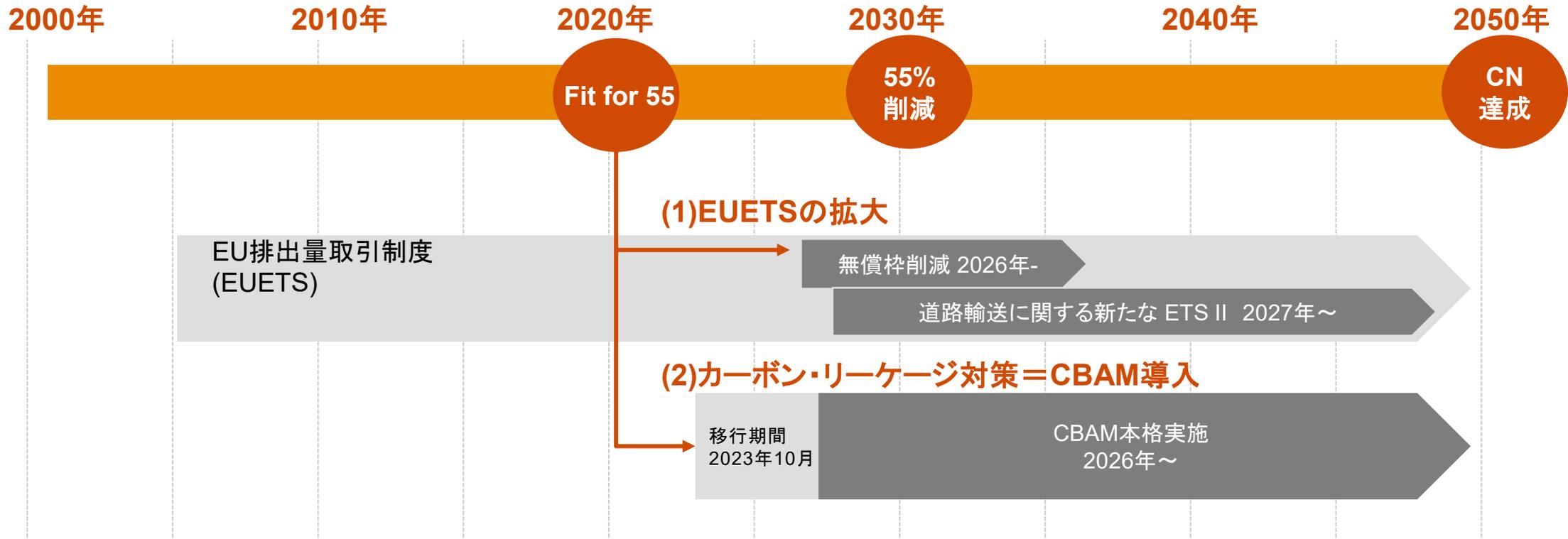
2024年7月よりPwCドイツへ出向し、Japan Business Networkの一員として在独日系企業に対しサービスを提供中。

日本国税理士

# 1 CBAM導入の背景と概要と 本格実施までの道のり

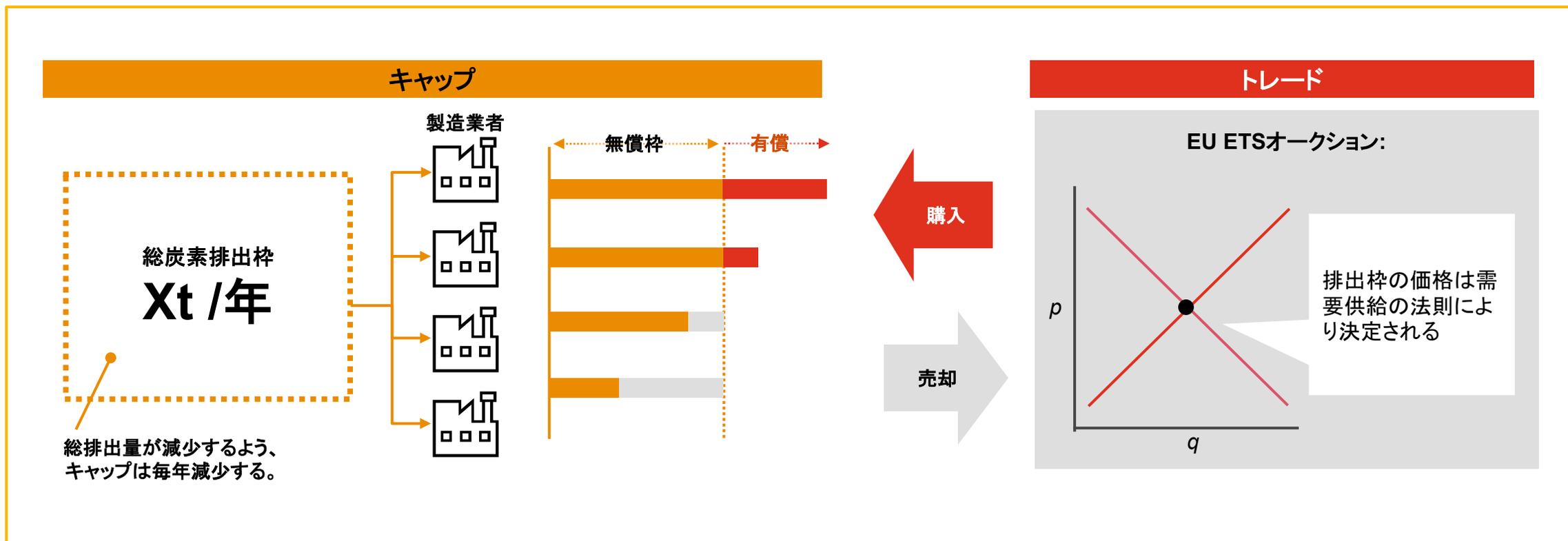
# 欧州グリーンディールとCBAM

欧州は、持続的な社会経済成長を実現するため気候変動政策を重視し、成長戦略としての「欧州グリーンディール」にて、2030年のGHG排出を1990年比で55%削減する目標を掲げ、2021年には関連する政策パッケージ「Fit for 55」を発表しました。



# EUETSとカーボンリーケージ

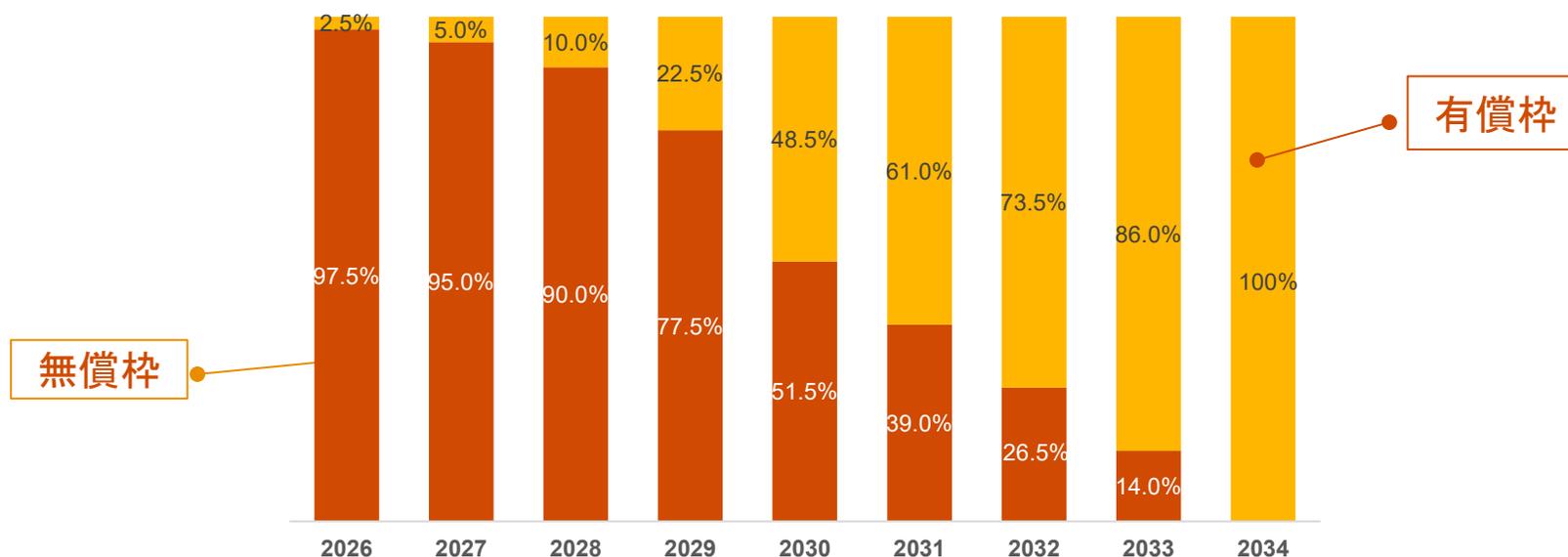
EU総排出権取引制度 (EU ETS) とは、炭素排出枠の上限 (キャップ) を設ける一方で、対象企業がその範囲内で排出枠の売買 (トレード) できるキャップ & トレード制度。カーボンリーケージ対策として無償枠が設定されているため、排出量減少効果に課題がありました。



# EUETS無償枠の段階的引き下げとCBAMの関係

EUETSにおける無償排出枠は、GHG排出削減目標達成に向けて、2026年から2034年までの9年間で段階的に削減されます。2034年には、全ての排出枠が有償となる見込みです。

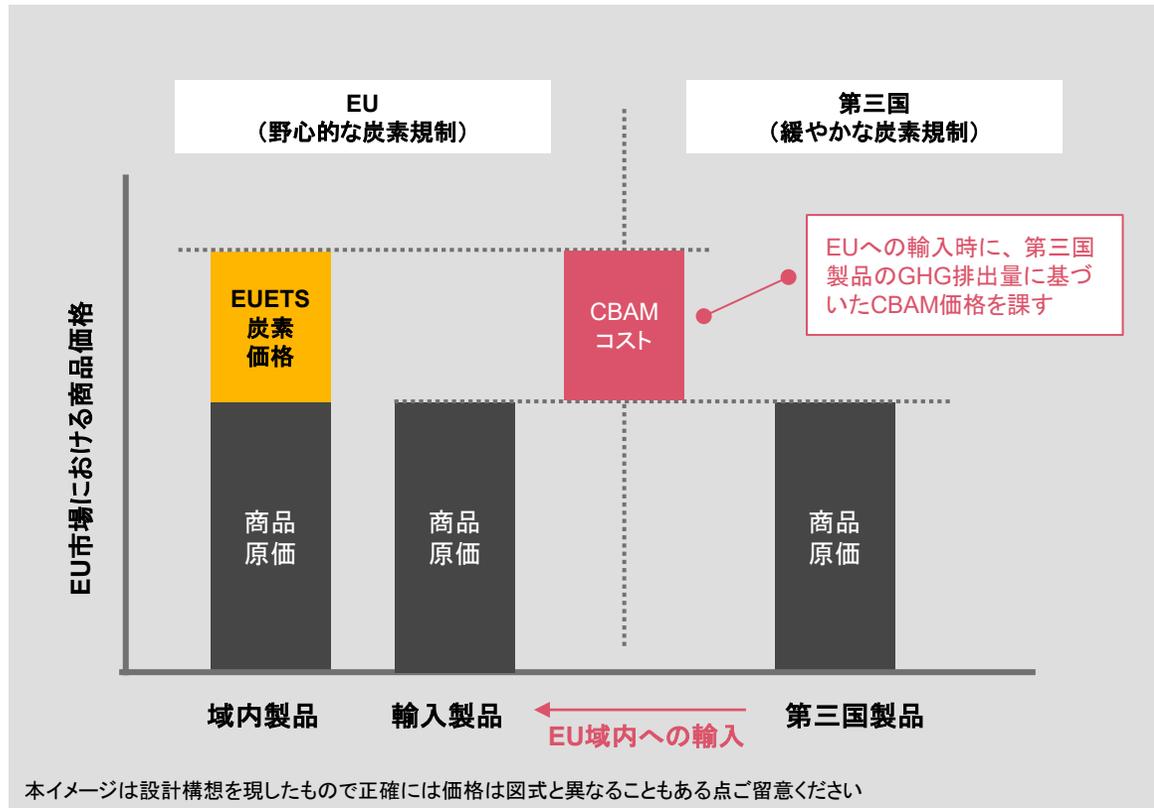
国内生産にかかるEUETS上の炭素排出枠



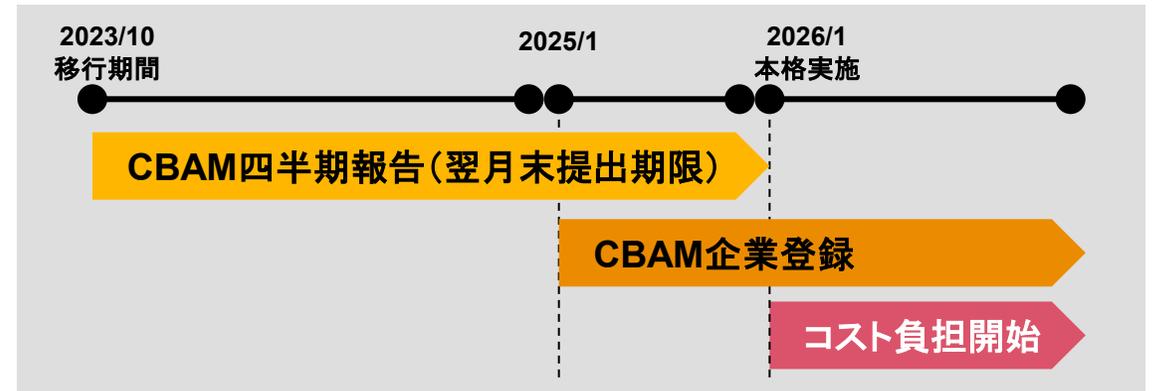
# 欧州の炭素国境調整措置 (CBAM)

- CBAMは、EU域外から特定の製品をEU域内に輸入する際に、輸入者に、輸入製品に含まれるGHG排出量に応じた価格の負担を求めることで、EU域内外の製造業者の間に公平な価格競争条件を作り出す炭素価格システムです。
- 2026年本格実施に先立ち、2023年10月から移行期間が開始され、輸入者のGHG排出量報告が義務化されました。

## CBAMコンセプト



## 導入スケジュール



## 対象品

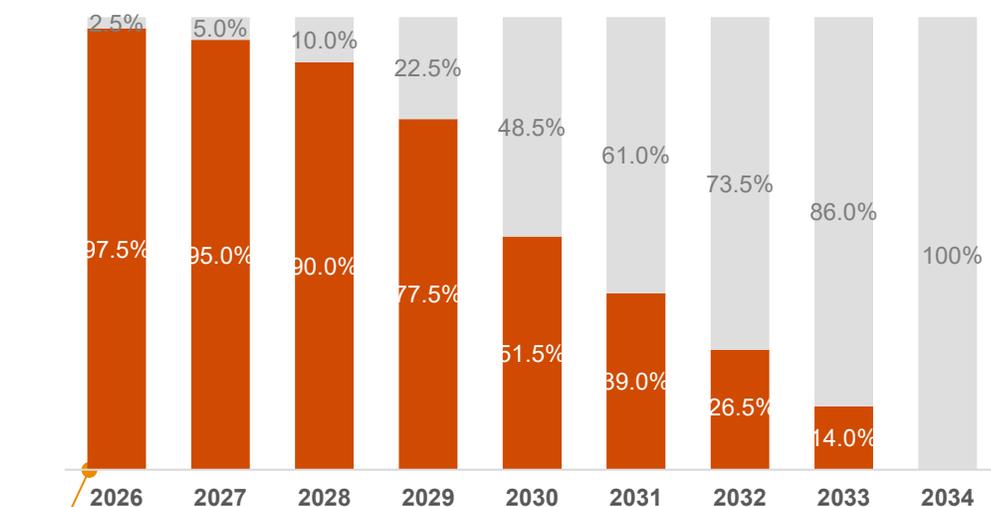
(HSコードで特定)

- |   |         |   |      |   |    |
|---|---------|---|------|---|----|
| 1 | アルミニウム  | 2 | 肥料   | 3 | 電気 |
| 4 | 鉄鋼・鉄鋼製品 | 5 | セメント | 6 | 水素 |

# EUETS無償枠の段階的引き下げとCBAMの関係

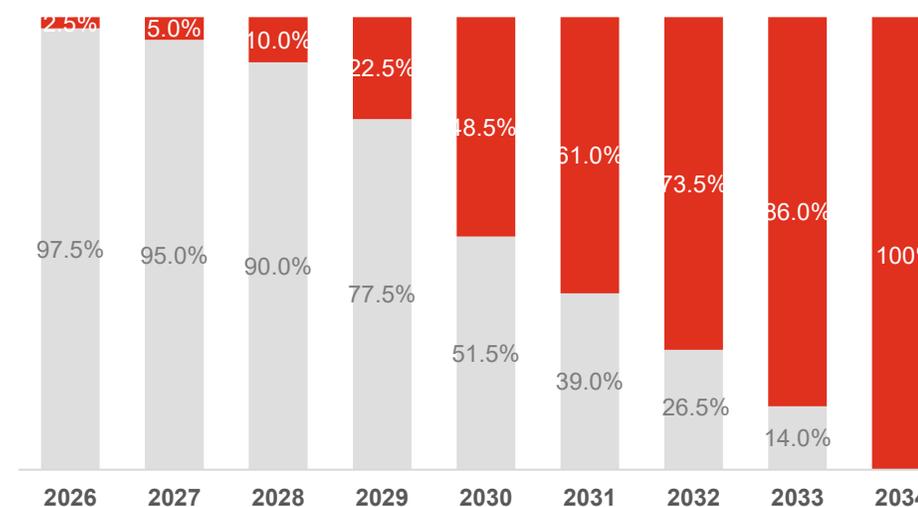
CBAM規則では、カーボンリーケージ対策としてのEUETSの無料枠制度をCBAMへ段階的に移行するために、CBAM対象セクターにおけるEUETSの無償排出枠を段階的に廃止しつつ、段階的にCBAMを導入することが明記されています。

## 国内生産にかかるEUETS上の炭素排出枠



無償枠

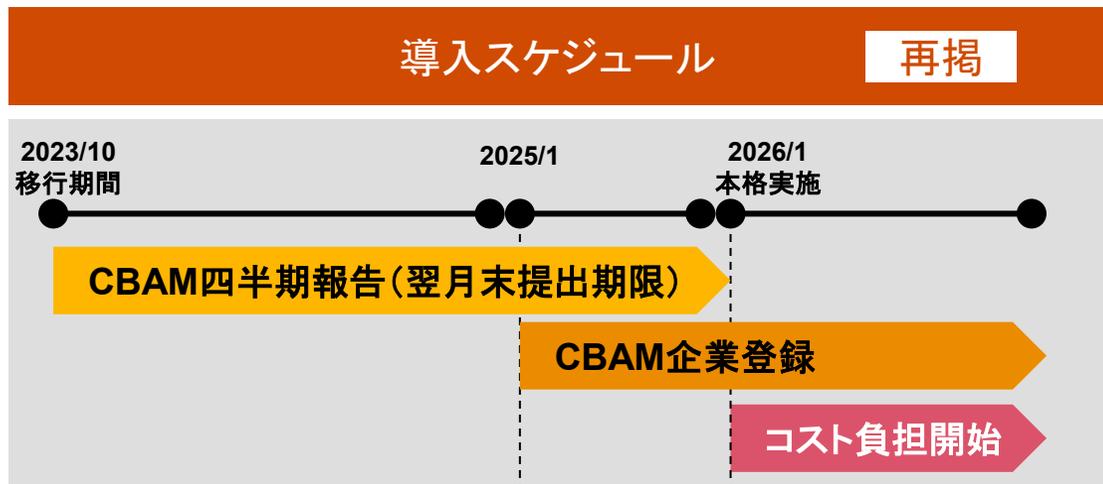
## CBAMコストの段階的賦課



CBAMコスト賦課率

# CBAMの今後の動き

排出量の検証者の認定や検証方法を含むCBAM2026年本格導入後の運用については、移行期間中のCBAM四半期報告を踏まえ、2025年以降に発表される見込みです。



## CBAM対象品の拡大の見通し

- 欧州委員会は移行期間が終わるまで(2025年末)に、回収したデータをもとにCBAM対象品の拡大を検討
  - 特に**有機化学品**と**ポリマー**をCBAM対象品に含めることを検討予定
- 欧州委員会は、2030年までのCBAM対象品拡大のスケジュールについても計画を策定する

時期	本格実施に関する発表予定規則・プラットフォーム
2024年	申請者の企業登録及びCBAM レジストリに関する実施規則
2025年	その他以下の実施規則の発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 間接排出量</li> <li>- 検証者による検証(ベリフィケーション)</li> <li>- 検証者の認定</li> <li>- 第三国において支払われた炭素価格</li> <li>- 税関情報</li> <li>- 大陸棚</li> <li>- 平均ETS価格</li> <li>- CBAM 申告書</li> <li>- 算定方法</li> <li>- 無償配布</li> </ul>
2025年	CBAM証書の売上・買戻し用セントラル・プラットフォーム確立

# 欧州と英国における制度内容の相違点

現在公表されているUK CBAMの制度内容について、EU CBAMとの主な相違点は以下の通りとなります。ただし、当該UK CBAMの制度内容については未確定であり、今後更新される可能性がある点に留意が必要となります。

項目	EU CBAM	UK CBAM
基準値	一回あたりの出荷におけるCBAM対象製品の取引価格が合計で <b>150ユーロ</b> を超えない場合は申告不要	365日間でのCBAM対象製品の取引価格が合計で <b>10,000ポンド</b> を下回る場合は登録/申告不要
報告義務	移行期間中(2023年10月から2025年12月)は <b>四半期に一回</b> 、2026年の本格導入後のルールは2025年以降に発表される見込み	導入初年度である2027年1月1日から12月31日は当該年度を対象として <b>年に一回</b> 、2028年1月1日以降は <b>四半期に一回</b>
報告対象となる製品	アルミニウム、 <b>電気</b> 、化学品、鉄鋼・鉄鋼製品、セメント、肥料	アルミニウム、化学品、鉄鋼・鉄鋼製品、セメント、肥料、 <b>ガラス</b> 、 <b>セラミック</b>
報告対象となるCO2間接排出量	<b>電力</b> に係る間接排出量のみが報告対象	電力に加えて、 <b>熱</b> 、 <b>蒸気及び冷却</b> に係る間接排出量も報告対象
納付方法	輸入量GHG排出量に応じた <b>CBAM証書をプラットフォーム上で購入</b> することで負担(最終的に購入したアカウント上の証書は5月31日までに償却される)	<b>CBAM報告書を基に納付税額を算定</b> 、EU CBAMで採用されているような <b>証書購入は不要</b>

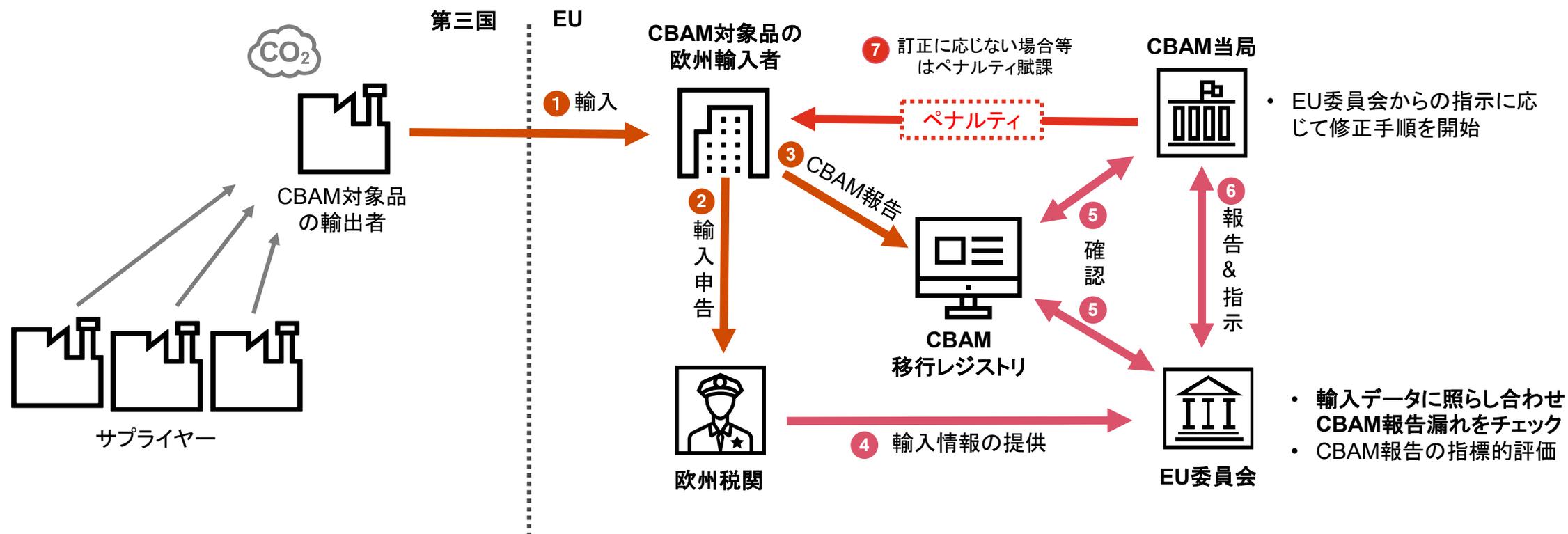
# 2

## 影響を受ける企業と対応

# 移行期間中のCBAM報告と情報の流れ

CBAM移行期間中のCBAM報告プラットフォームでは、①欧州委員会、②各国のCBAM当局、③税関当局が、各データの情報交換できる体制が整備されています。

## CBAM関連当局と情報の流れ



# 影響を受ける企業

CBAM規則上、CBAM報告等の対応を履行する義務があるのは欧州輸入企業です。欧州域外に所在する輸出企業は、CBAMの法的な義務は負いませんが、一方で、製造過程における排出量は輸出者・生産者のみが知りうる情報であるため対応が求められます。

1

## 欧州における輸入企業

- 欧州の輸入者(含:間接税関管理人)は、輸入したCBAM対象品の輸入品のGHG排出量報告を行う義務を負う。
- 製造工程を把握している輸出者にGHG排出量の情報提供を求める必要有。
- 2026年以降は、CBAM証書を購入することにより、CBAMコストを負担。

2

## 欧州向け輸出企業

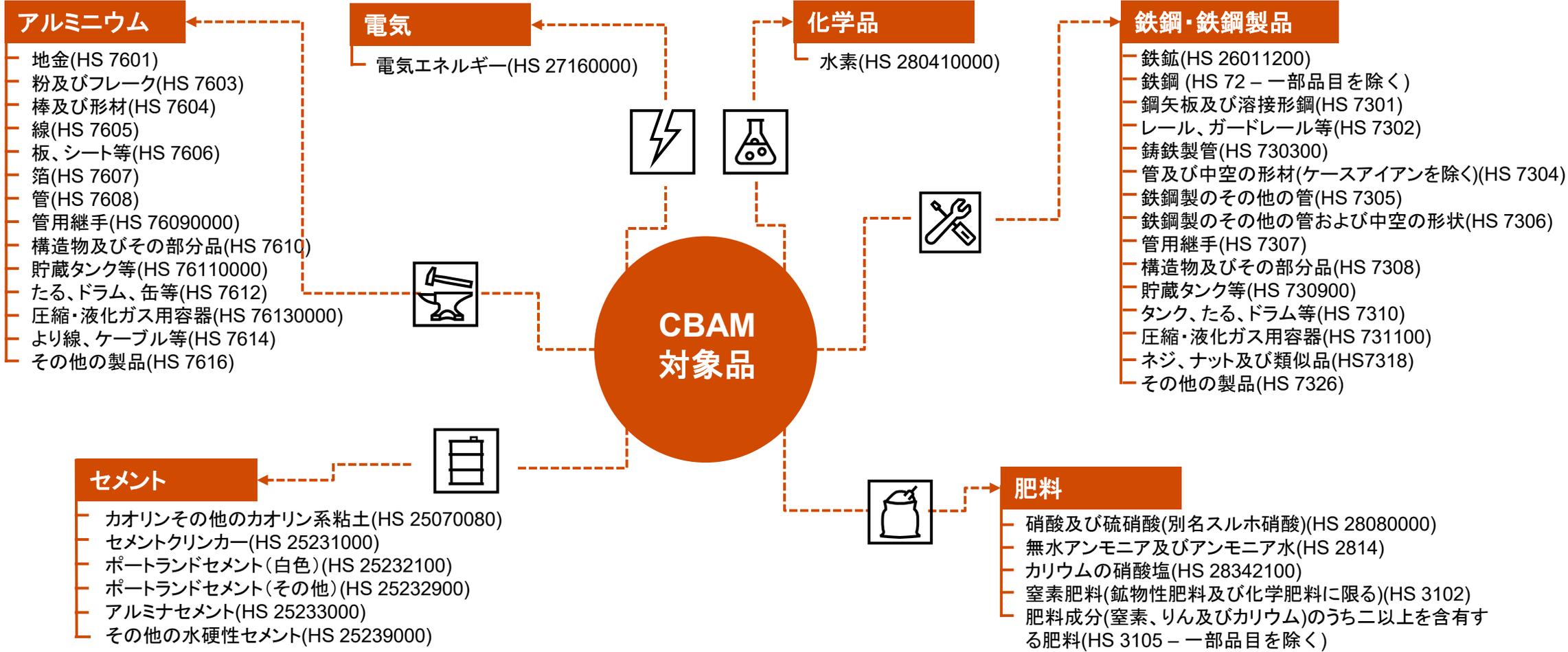
- 欧州の輸入者からの依頼に基づき、GHG排出量を報告することが求められる。
- 製造工程が複数の段階を得る場合は、関連するサプライヤに関連する情報提供依頼を行う。
- 長期的には、更なるグリーンエネルギー利用等を検討する必要。

3

## 製品材料サプライヤ

- 輸出者からの情報提供依頼に基づき、GHG排出量算定に必要な情報の提供を行う。
- 長期的には、更なるグリーンエネルギー利用等を検討する必要。

# CBAM対象品(全体像)



# CBAM報告書の主要情報

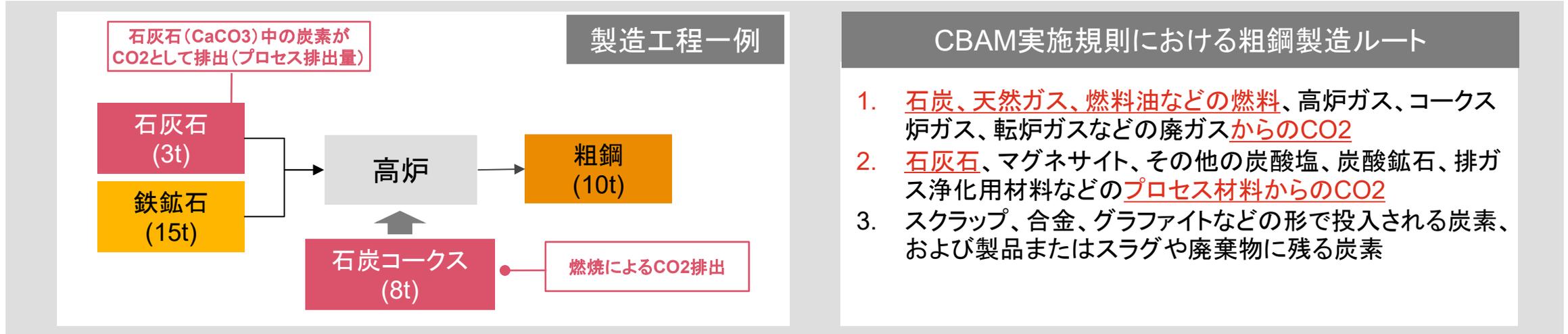
欧州のCBAM対象品輸入企業は、四半期ごとに輸入したCBAM対象品に関する報告書を、各四半期の終了後1カ月以内にEU委員会に提出する必要があります。CBAM報告書への記載が求められる主な情報は以下のとおりです。

	A. 申告者、物品 & 生産情報	CO2排出量 (B+C)		D. 原産国で支払われた炭素価格
		B. 直接排出量	C. 間接排出量	
内容	輸入したCBAM対象品や製造工場にかかる情報	製品の製造工程で排出されたGHG排出量	製品の製造工程で消費される電力によるGHG排出量	原産国で支払われた炭素価格(あれば)
具体例	<ul style="list-style-type: none"><li>製品のCNコード(6桁のHSコード+2桁のEU番号)</li><li>輸入量(t)</li><li>製品の原産地</li><li>製造施設(名前、場所)</li><li>(鋼材の場合)原材料の供給元製鉄所のID番号(特定可能な場合)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>製造ルート</li><li>関連パラメータ情報</li><li>製品1tあたり直接含有排出量</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>電力消費量</li><li>デフォルト値か実測値か</li><li>排出係数</li><li>間接排出量</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>炭素価格の形態及び金額</li><li>炭素価格を減少させるリベート、その他の補償</li><li>炭素価格、リベート、補償等の法律根拠</li></ul>

2024年7月末期限報告まで、大半がデフォルト値報告

# 直接排出量算定の例

CBAMのGHG排出量は、生産におけるGHG排出に関与する燃料等の投入量及び排出係数を用いて算定します。



## 排出量算定の例(燃料燃焼によるCO2排出)

$$\begin{aligned} \text{排出量(t-CO2e)} &= \text{燃料投入量(t)} \times \text{排出係数* (tCO2/t)} \\ &= 8(\text{t}) \times 3.18 (\text{tCO2/t}) \\ &= \underline{25.44 (\text{tCO2})} \\ &= \underline{2.544 (\text{tCO2/t})} \end{aligned}$$

## 排出量算定の例(石灰石からのCO2排出)

$$\begin{aligned} \text{排出量(t-CO2e)} &= \text{石灰石投入量(t)} \times \text{排出係数* (tCO2/t)} \\ &= 3 (\text{t}) \times 0.44(\text{tCO2/t}) \\ &= \underline{1.32 (\text{tCO2})} \\ &= \underline{0.132 (\text{tCO2/t})} \end{aligned}$$

粗鋼1tあたりの  
の排出量

2.676 (tCO2/t)

\*日本の温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数を適用

# 間接排出量の計算方法

間接排出量の算定方法は、①工場における年間電気消費量に、②CO2排出係数を乗じて計算されます。②CO2排出係数は、CBAM移行レジストリに国別掲載されている国際エネルギー機関(IEA)データのほか、各国が公表する係数等を利用することができます。

## 電力消費排出量(間接排出量)の計算の例

間接排出量  
(t-CO2)

=

1

電気消費量  
(MWh /TJ)

×

2

電気排出量係数  
(t CO2/MWh または t CO2/TJ)

製品の製造工程で関与する設備単位の電気消費量

- 移行期間中のCO2 排出係数は国際エネルギー機関 (IEA) の5年平均データに基づくもの
- CBAM Transitional Registryに国別に掲載

# CBAMに影響を受ける企業の現状

2023年10月のCBAM移行期間開始から約1年が経過しようとする中、CBAM対象品の取り扱いがある企業の多くが、何らかの対応に着手しており、さらに本格実施以降の対応に向けた検討を開始しておられると理解。

## EUの輸入者

- 規模の小さいネジ、ナット類により影響を受けている企業も多く、影響額に対する工数・対応コストの多さに苦慮している状況
- EUテンプレートは非常に必要情報量が多く、EU企業においても計算値の算定に必要なデータを取得対応に苦慮
- 多くのEU企業が外部アドバイザーもしくは自社で作成したシンプル化した情報収集テンプレートを使用している状況

## 日本の輸出者・サプライヤ

- 欧州の複数の輸入者から排出量の情報提供依頼を受け、2024年夏ころから排出量の算定に取り組む企業が増加
- CBAM規則の排出量の算定はもとより、報告すべき情報に関し、十分な説明がない場合も多く、対応に苦慮
- 異なる複数の排出量に関する報告フォーマットへの対応が求められている状況

## UKの企業

### UK CBAMへの対応

- まだ制度内容は未確定ではあるものの、EU CBAMと様々な面で違いがあることに懸念あり

### EU CBAMへの対応

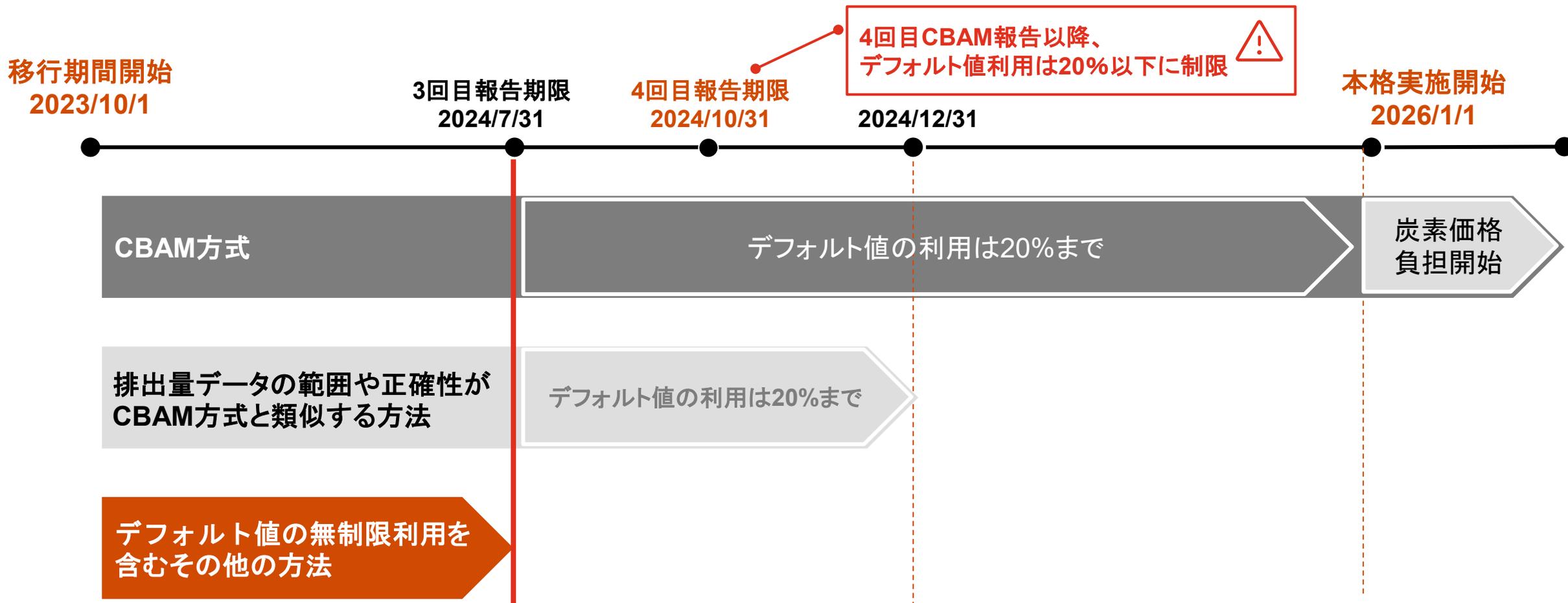
- サプライヤーにおいて、法的な情報提供義務がない、また、制度への理解が不足していることから、情報の収集や提供に苦慮

# 3

## CBAM対応への課題

# 排出量の算出方法にかかるオプションと選択

2024年10月31日期限の第4回目CBAM報告目以降は、CBAM規則に従って算定されたGHG排出量の報告が必須。  
CBAM要件に適切に対応するため、GHG排出量算定のためのサプライヤ向け情報提供を開始する必要があります。



# CBAM対応の課題

CBAM対応を開始している企業は、制度やGHG排出量算定方法の理解をはじめ、さまざまな課題に直面しています。課題の解決には、欧州委員会のみならず、関係各国関連情報の透明性向上や指針策定も期待されます。

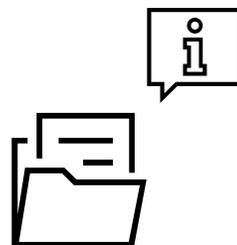
## 複数企業の協力が必須

- 川下製品は、通常、複数の工場での製造工程を経て製造されるため、貿易品のGHG排出量算定を行うためには複数企業の協力が必須



## 情報の秘匿性対応

- 貿易品1トン当たりのGHG算定においては、製造プロセスや生産量等の情報開示が必要
- CBAMの排出量算定プロセスにおいては、情報の秘匿性にどのように対処するか検討が必要



## 混在する報告テンプレート

- 輸出者・サプライヤへの排出量算定報告テンプレートには、大別して①欧州委員会が公表するもの、②自社で作成したものに分かれる
- ①欧州委員会が公表するテンプレートが複雑であるゆえに、②自社にて独自のテンプレートを活用する例も多い
- 結果、輸出国側では、複数の異なるテンプレートを使った情報提供が対応が求められるケースも発生



# 欧州当局によるCBAMに関するQ&A

欧州委員会は、報告義務を負う企業は「最大限の努力をすべき」というスタンスを固持しています。関連サプライヤから情報開示がされず実測値の報告ができない場合、**CBAM報告は不正確または不完全とみなされる可能性があります。**

## CBAM対応Q&A 問74

- 7月16日及び8月8日に一部の移行期間やデフォルト値に関するQ&Aに更新
- サプライヤが必要情報を提供しない場合の対応に関して、以下の点を回答、**ペナルティの賦課は3点目を考慮して検討される**
  - 報告義務者は情報回収に向けて必要な最大限の努力をすべき
  - デフォルト値の制限を無視した報告は不正確・不完全 (incorrect/incomplete) な報告とみなされる
  - それでも情報が得られない場合は、コメント欄を活用して、**合理的な努力をした旨を証明する必要がある**

## ペナルティ

### 実施規則 Article 16

- 罰則が適用されるケースは
  - 報告申告者がCBAM 報告書の提出義務を遵守するために必要な措置を講じていない場合
  - CBAM報告書が不正確または不完全であり、報告申告者がCBAM 報告書を訂正するために必要な措置を講じていない場合
- 罰則額は、**未報告排出量1トンあたり10-50 ユーロ**

# 4 CBAM対応の意義とアクション

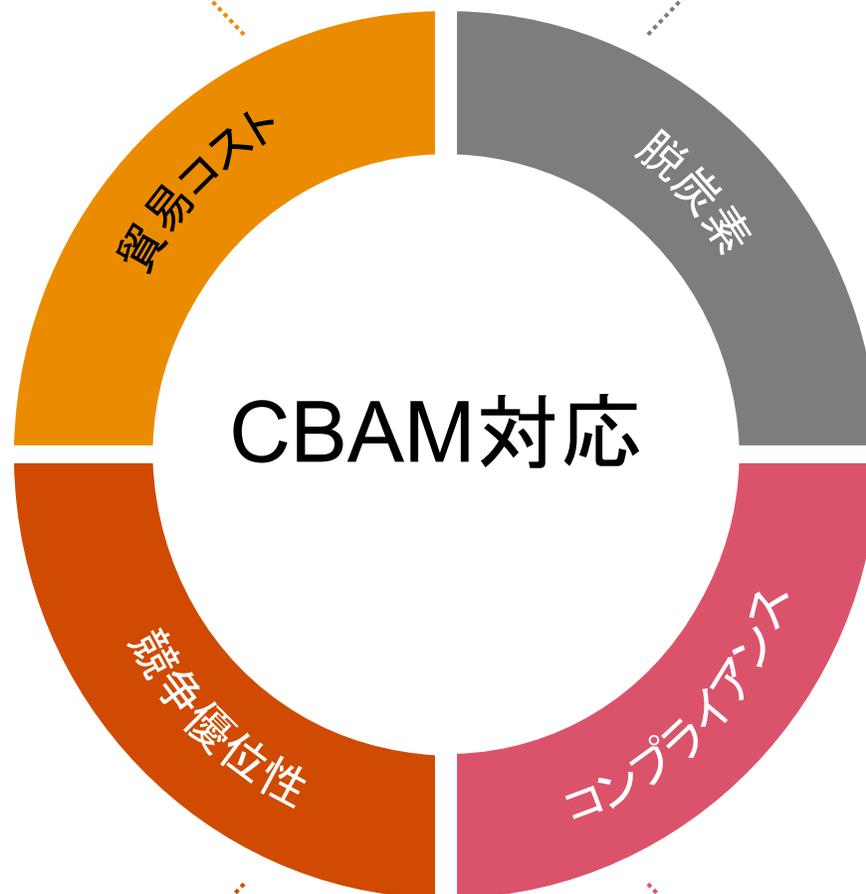
# CBAM対応の意義

## 貿易コスト管理

- 2026年のCBAM本格実施以降、炭素排出量に応じた課税(カーボンプライシング)が開始される見込み。
- CBAM対応に伴い、事前に貿易にかかるコストの可視化を図ることで、カーボンプライシング導入後の貿易コストを適切に管理することができる。

## 競争優位性

- CBAM導入及びEUETSの無償枠削減撤廃によりコストバランスがとられる予定であるものの、長期的なコストへのインパクト試算は必須。
- サプライチェーンにおけるカーボンフットプリントの可視化は、脱炭素に着目する欧州市場における競争優位性をもたらす可能性。



## 脱炭素への取り組み

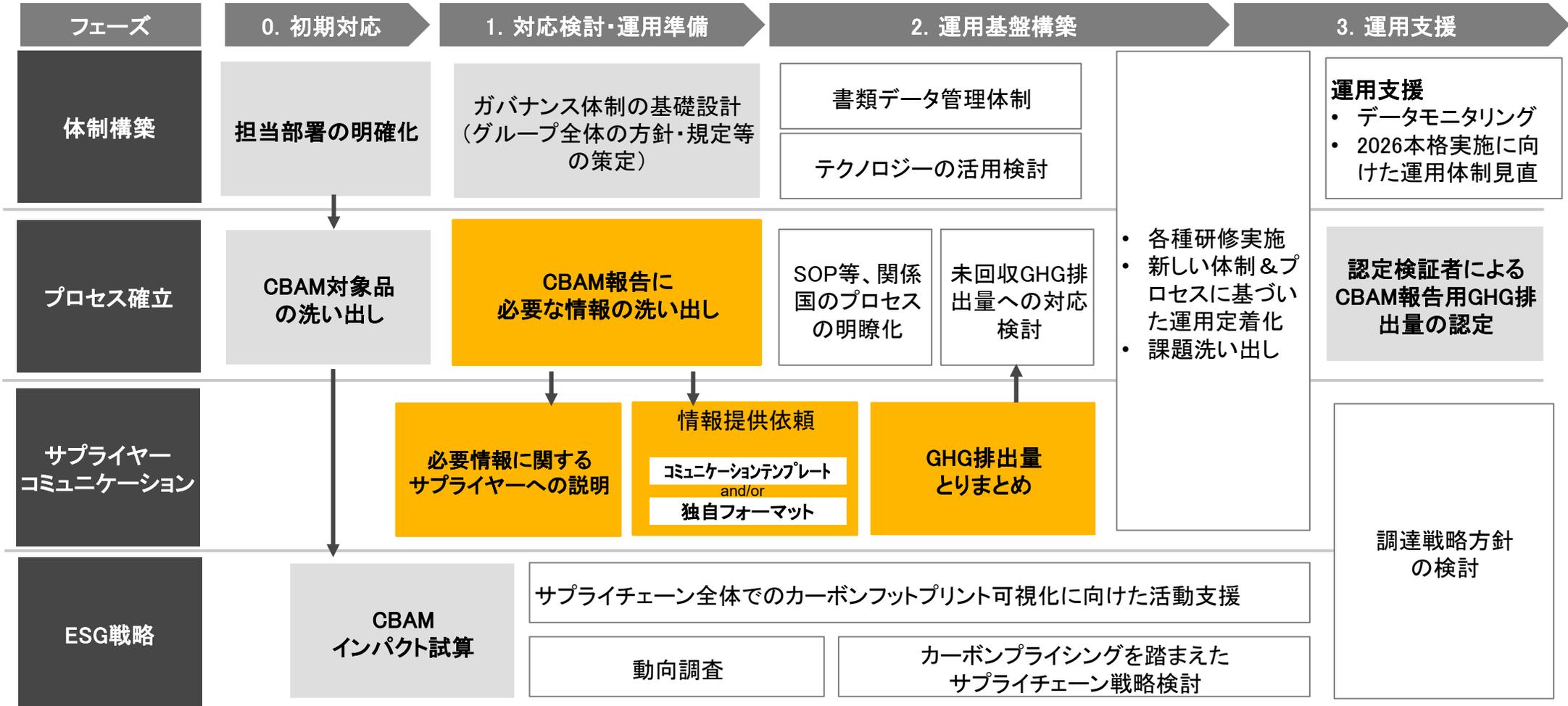
- 脱炭素への取り組みは、企業の持続可能性や企業価値評価のひとつとなりつつある。
- CBAMを通じて、GHG排出量の可視化を図り、グリーン成長戦略に積極的に取り組むことで、企業価値創出及び成長のカギとなる可能性。

## コンプライアンス

- 貿易における法令違反は、サプライチェーンが多様化する昨今では、企業の大きなリスク。
- CBAMはEU委員会管理のもと、各国CBAM当局及び税関当局が関与する大きな政策であり、適切に対応していくことは企業の社会的責任。

# PwCのCBAM関連支援

PwCは、企業のCBAM対応に向けて、情報回収からデータ管理まで一気通貫した支援から個別ニーズに応じたアドホック対応まで、フレキシブルに対応します。



# Q&A



# Thank you

[pwc.com](https://www.pwc.com)

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで、欧州政府から発表された関連規則等に基づき作成したものであり、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームであるPwC税理士法人、プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、または日本におけるPwCメンバーファームおよび(または)その指定子会社またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は[www.pwc.com/structure](https://www.pwc.com/structure)をご覧ください。